

中世を読む

1988. 10 第1号

鎌倉初期における山内首藤家について…………… 出内博都(1)

山内首藤氏と寺院・神社—覚え書き—…………… 堤 勝義(11)

雑感「中世成立期の武力」…………… 下津間康夫(17)

尾多賀文書

親□書状に就いて…………… 田口義之(21)

(随想)

雨月物語とふるさと讃岐…………… 佐藤秀子(28)

中世を読む会

鎌倉初期における山内首藤家について

出内博都

まえがき

日本の政治社会・経済制度の変遷の中で最も大きな変化の一つはいわゆる古代貴族制社会から中世武士社会への変化である。鎌倉幕府の成立に象徴される中世の出現は瀬戸内を中心とするいわゆる西国の歴史の中で最も激しい変化をきたした時期の一つである。その中核をなすものは何といたってもおびただしい数の関東御家人武士の西遷定住である。

勿論その西遷定住は長い期間に亘り、然も種々の形態をもち一概に論ずる事はできないがその後の西国の歴史の動きの中で常に中核的存在であったものは西遷地頭（武士）及びその末裔である。これらの中で毛利氏は別格として、おびただしい数の武家のうち、一応中世から近世へその命脈を保った備後地毘庄（現庄原市及び比和、高野町附近）の地頭職であった山内首藤氏の鎌倉初期の一断面を紹介いたします。引用資料のうち特にことわりのないものは概ね東鑑によつたものである。

(一) 出自（その関東武士としての性格）

山内家は東鑑によれば、首藤或いは滝口とも見え特にいねいな場合

は、山内首藤滝口三郎経俊（治承四・七十）の如くに見えている。その出自は数通の系図が示す所皆一致して藤原氏の出で、大政大臣忠平の子、

師尹の流に出でている。師尹の孫為任から所々の国司になって地方に出ているがあまりくわしい事はわからない。武家としての性格を出して来るのは為任の孫、通家（上野守）の子、資清からで、系図によれば、

大夫 父通家任国之間所生子也、得替上洛時、美濃国席田郡司大和介守部資清 資信、以資清為子与所領、以、守部氏故、号守藤大夫、又以主馬首故、用首藤之字、因始為伊務守頼義郎等

とあり、この時守藤と号した。守藤が首藤に変化したのには、「武藤、安藤、尾藤等十藤ノ首タルナル故ニ首藤ヲ以テ頭ス。首藤、周藤、須藤、守藤トモ通ジ用ユ（菟山軍記）或いは「主馬首」よりとるなど諸説あるが、藤原氏と守部氏より守藤となり、佳字を用ひて首藤を号したとみてよからう。

武士としての首藤氏は、藤原氏の出と云うよりも守部氏の出と云った方がより適切にその性格を表現すると思われる。

守部氏について姓氏家系大辞典によれば、

1. 守君、大碓命の裔にして古事記景行段に「大碓命は守君、大田君、島

田君の祖」と載せ……本貫は美濃か、と出ている。

2. 美濃の守部、当国は守君の本居にして此氏多し……。

3. 守部朝臣、美濃の古族、大碓皇子の裔にて、守君の後か、「美濃国席田郡司大和守部朝臣資信」等見ゆとあり、東海地域に勢をはった古代豪族である。没落の運命を辿りつゝある貴族の權威と伸びつゝある土着豪族の結びつきの中に新しい時代に生きる氏族の命運を示唆する典型の一つといえよう。

資清以下代々源氏の郎従であつた事が系図に見えてはいるが、後述の如く石橋山合戦の時平家方について戦つた事などは全々系図に示しておらず源氏に対する潤色がある事は事実である。源氏との関係を系図から拾つてみると左の如くである。(注 諸系図若干異同あり)

1. 資清 源頼義郎従(前出)
2. 資通 号守藤権守、滝口下野権守、為義十四歳之年従之、為合戦趣近江国、後三年合戦の時於十一、二、三歳有戦陣
3. 女子 資通姉、義家室 或ハ一説ニ俊通姉トモ見エタリ 号鎌田権守
4. 通清 北条四郎時政烏帽子父云々、住駿河国
5. 正清 平治乱時相具源義朝々臣
6. 俊通 号山内、滝口、住相模国 惠源太十六騎ノ一人 平治乱時相具源義朝、四条河原被誅畢
7. 家通 号滝口次郎 平治元年源平合戦間 構源氏兵於武藏国滝河云々
8. 女子 俊通室、香局、号摩々尼 (注 中村莊司土肥宗平女、實平姉妹) 頼朝乳母

山内氏の本貫地は相模国鎌倉郡山内庄で、こゝから山内の家名は由来

しているが、具体的にはどのような領有形態のものであつたか不明である。所領の項において検討する。

東国武士としての山内氏の姿がかなりはっきりするのは俊通の子経俊からである。東鑑治承四年七月十日の条に、「庚申藤九郎盛長申云、從敵命之趣先相模国ノ内進奉之輩多之。」而波多野右馬允義常 山内首藤滝口三郎経俊等、培曾以不忿恩喚 刺吐条々過言……とあり頼朝の挙兵の際に年来の源氏との関係を断つて平氏方の大庭景親に従つて石橋山で戦つてはいる。その結果全年十月二十三日の条に……著干相模国府給始被行勲功賞、北条殿……以下二十四人……以下或安堵本領、或令浴新恩……(畧)……又滝口三郎経俊号放山内庄 被召預實平 此外石橋合戦余党雖有数輩及刑之僅十之一……とあつて年来の山内庄を召放されて土肥氏(母の出身家)に預けられている。山内庄の管理権も同時に土肥氏に預けられたものと思われ、山内庄は建保元年の和田合戦後に北条義時に与えられている。(一一三)

更に同年十一月廿六日の条によれば……山内滝口三郎経俊可被処斬罪之由云々……とあつてこの沙汰が内々に老母、即ち頼朝乳母であつた摩々尼の聞く所となり、愛息の命を救わんとして泣いて参上し、資通が義家に仕え、その姉が義家の室であつた事からはじめて、代々源氏との縁故を説いて救命につとめてはいる。……就中俊通臨平治戰場 曝骸於六条河原諒。而経俊令與景親之条 其科責而雖有余 是一端所憚平家之後聞也……と云つて、多く石橋合戦の輩は赦免になつてはいるのだから「曩時之功」に免じて赦命あらんことを嘆願した。之に対して頼朝は……「無殊御旨」可進

所預置鎧之由 被仰實平 實平持一參之 開唐櫃蓋 取一山之 置于山内尼
前 是石橋合戦之日 經俊箭所立干御鎧袖也 件箭口卷之上 注瀧口三
郎藤原經俊 自此字之際 切篋乍立御鎧袖 于今置之 大以揭焉也。
仍令直読聞給 尼不能重子細 拭雙涙退出一とある。緒戦に敗北を喫し
危機一発安房に逃れた頼朝、然も年来の家人經俊が裏切り、その矢が鎧
の袖につきまゝ、っている様を思う時、頼朝の心中はいかばかりであつた
かと思う。又その状況を目前に示された尼は何も云うことなく「拭
雙涙退出」しかなかった。然し結局この老尼の願と祖先の功によつて赦
免されている。

山内氏はこの後、老尼に与えられた早河庄内の一得名を基盤に、更に
は召預けられた土肥氏の力を背景に案外早くこの頽勢を挽回している。
經俊の子重俊が土肥遠平の女と結婚しているし、摩々尼が実平と姉妹で
あつた事も大いに力となっている。經俊は嘉禄元年六月廿一日、八十九
才で入滅しているがその間において伊勢、伊賀二国の守護になつてい
東鑑によれば元暦元年七月十八日の条に「甲辰、伊賀国合戦之間事、被
經沙汰、可討亡平家隱逃之郎從之由 被仰大内冠者並加藤五景員入道
父子及瀧口三郎經俊云々」とあつて、伊勢、伊賀を中心とする平家殘党
に対して戦つてゐる。翌元暦二年四月十五日「東国住人任官輩事」
の条の中に「刑部丞經俊」と見え「宮好無其要用事歟アワレ無益事哉」
と任官を誹謗されているが、一応平家殘党に対して何らかの功を示した
ものとみえて、次にみる如く外様の守護になつてゐる。伊賀の守護は元
暦元年三月一日の条によれば、大内惟義であるが、その後元久元年三月
(一一八四)

には經俊の手に歸している。この間の事は記事不明であるが、前述の記
事に見る如く両伊地方において何らかの戦功があつたものであろう。

伊勢の守護の方は文治元年十月廿三日の条に「山内瀧口三郎經俊僕從
自伊勢国奔參申云 伊予守称官旨 被催近国軍兵此間為誅 經俊去十九
日被困守護所定不遁歟云々 仰曰此事非実証歟 經俊無左右非可被度干
人之者云々、經俊者 所被補置勢州守護也」とあり、系図によれば經俊
の弟俊綱の項に「文治元年九郎判官謀反之時 依為伊勢守護 構関東御
方 於彼国被誅畢」とあり、おそらく伊賀国と同じく元暦元年頃伊勢守
護も設置されたと思えるが最初は經俊ではなかつたように思えるが、こ
れは兄經俊が守護であつたのでその戦いの際討死したということであろ
う。經俊は大部分伊勢国に在国して、義経や平家殘党に対していたと思
えるが、鎌倉へも度々出仕していたであろう。正治元年十月廿八日の条
によれば千葉常胤以下外様家人の宗たる者を中心にして三十八名が鶴岡にて
梶原景時討伐について協議盟約している中にも加わつてゐる。その後元
久元年三月九日には平家殘党が両伊地方で峰起して、両国守護たる經俊
は無勢のため一時敗走している。そして同月廿九日小山朝雅の告知に従
つて京畿御家人に平家追討の下文が出ている。その結果五月六日の条に
「山内首藤刑部丞經俊 同瀧口六郎等始者佈平氏猛威 雖令遂電 後者
行逢朝政相共励征伐之由同戴之云々」とあつて一応敗走を釈明している
が結局五月十日に守護を解任され、小山朝雅が守護になつてゐる。
かくて再び頽勢に向つた經俊も元久二年七月十九日に、先に伊勢守護
となつた小山朝政とその母お牧の方（北条時政の後室）の謀反事件にあ
(一一八四) (一一八五) (一一八六) (一一八七) (一一八八) (一一八九) (一二〇四)

たり六男通基（持寿丸）の功によってその汚名をそゞいでいる。（元久二）

年九月廿日経俊は款状を捧げて「首藤刑部丞経俊捧款状 是去春比 伊

勢平氏峰起之時依無勢 為聚軍士 暫遁其国之处 遣朝雅被誅平氏之

間 以経俊所帯伊賀伊勢守護職 被宛朝雅之賞 而於時 進退兵之故実

也 強難被処不可歟 就中对治朝雅之謀反事諸人雖有勲功之号 正加誅

罰独在愚息持寿丸之兵略也件両国守護職適日来朝雅之所帯也 且経俊本

職也 任理運依忠節可返給之趣戴之云々」といつている。再度復職を望

んだが許されず守護は再び大内惟義の子惟信の手に亘っている。但しこ

の時の功によって、後に山内氏の中心の本領となる備後地毘庄の地頭職

が与えられたのでないかと考えられる。（広島県史）

鎌倉時代の政治の動きの中から守護制度の変遷を次の五期に分けるこ

とができる（佐藤進一氏論） 即ち①頼朝没後 ②承久乱後 ③三浦氏

乱後 ④安達氏乱後 ⑤元弘年間の五期であるが、山内氏は第一期、即

ち幕府体制の動揺期にかりうじて守護の列に参加し得たのであるが、そ

の脱落は極めて早かったといえよう。この極めて早い脱落はその政治力、

武家としての実力不足によるものであるが、この段階において山内氏の

実質的所領は土肥氏の管轄の一部早河庄内の一得名のみで、山内庄は経

俊の手を離れている。守護職は本来、武家の得分権ではない。わずかの

所領を背景に両国の守護の重任をどう果していくか、所領を背景とした

実力にも問題があるように思える。この点から山内氏の早期の守護脱落

は一つの課題ではないかと思う。これ以後、鎌倉政治史の舞台には一族

の支流の名のみが辛じて見えるのみで比較的平凡な地頭武士として静か

な成長を遂げて行っている。

鎌倉体制の変化進展の中で大きく注目される外様家人の謀反と山内氏

の関係をみると前述せし如く、その端緒ともいうべき梶原景時の事件と

和田義盛の乱の時である。和田合戦は山内氏が守護から脱落して間もな

い時の事であり殊にその本貫地山内庄の帰属を決定した重要事件である。

（山内庄は北条義時の所領となる）

鎌倉体制内部における争乱を性格的に見て大体次の様に云う事ができ

るのであろう。

A 梶原事件 これは頼朝という一個人を棟梁として結びついていた家

人団としての幕府の組織の中において、個人としての頼朝と景時の結び

つきが特殊なものであって、景時個人の性格にも原因があり、対北条と

いう意識は表面に出ておらずむしろ北条氏も仲業がこれに参加している。

殊に仲業の読みあげた訴状によれば、「養雞者不豕狸 牧獸不育材：」

とある如く、猜疑心の深かった頼朝と策士景時の豺狼狐狸の如き特殊な

関係が、その一方である頼朝の死によって破れたものであろう。大江広

元の鎮撫に対して和田義盛の反撥した言動「貴客者為関東之爪牙耳目。己

歴多年也 怖景時一身之權威 聞諸人之鬱胸 寧叶憲法云々」の語

によっても、これに組した大御家人の心中がわかると思う。

B 比企事件から三浦事件に至る諸事件

鎌倉幕府創成期にかつて北条氏と肩を並べ得た大家人と、拡大して

いく北条一門の勢力争いであるが、当時の大家人たる惣領は、畠山重忠

にしる、和田義盛にしる、内面には烈々たる忠誠心を持ちながら族的結

合へ加わってくる北条氏の圧力は、武士団構造への最大危機であり、血に連る運命として一族の旗頭として美しく散っていったので、そこには多分に古代的挙族的闘争の相がうかがわれる。

C 秋田城介の乱 これは前項Bと同じくその中心には北条対大家人と云う凶式はあるが、形態のうえで注意される事は血族結合よりも地域結合の様相が濃くなって、新しい経済圏政治圏への動向を示唆している。

山内氏は和田合戦でどのように動いただろうか。建暦三年四月七日の条に「山内左衛門尉と筑後四郎兵衛の二人が巡視宿直していたのに対して、折から酒宴中の將軍家が「二人共殞命在近歟 一人者可為御敵 一人者可候御方者也」と云われ兩人は懼怖し鐘を懐中にして退出した。

当時信濃の保科次郎などの受領謀反のごたごたの中で対北条の旗頭ならざるを得なかった和田一族の謀反の噂は巷間にあつたと思われる。この噂の中で山内一族の誰かが和田方としての色彩を示していたものであるうがその内容は不明である。建暦三年五月二日に拳兵し敗北した和田合戦後の処分経過の中で、山内先次郎左衛門尉が横山、岡崎、古郡、和田入道など六人と共に遂電している事が述べられている。処分状によれば横山人々三〇人、土屋人々四〇人、山内人々二〇人、渋谷人々八人、毛利人々一〇人；以下略；と見え、山内一統の人数は多い方に属している。先に遂電した先次郎左衛門尉は五月八日になり経俊を頼ってきたが、その理由に「是依其好有之故」とあり、おそらく一族の宗たるものを頼って来たのであろうが、経俊はこれを生擲として指出している。然しどうにか維持していたらしい山内庄は北条義時の領有に帰している。山内

庄は恐らく経俊の身柄と一緒に土肥實平に預けられていたものであろう。以上見た如く山内氏の鎌倉初期の家人としての本貫地である山内庄などでは極めて漠然たるものしかうかがえないが、地頭としてよりも、下司職として有在していたのではないかと推測されているが（平凡社地名辞典）これは所領のところで検討する。早河庄内の一得名においては作人職という色彩が濃厚であり、鎌倉武士の典型的有在としての地頭という姿は備後地毘庄においてははじめて、より明確になるといえよう。

(二) 山内氏の初期所領について

A 相模国山内庄

山内庄への首藤氏の在住は俊通に始まるが、具体的にどの様な領有形態か不明である。東国において武家として成長した大氏族の領有形態が多く「囲い込み」式の広大な土地の占有による開発領主、然も弱少の多くの開発者（公文級領主）を組織して下司級領主となり、更には在庁官人を兼ねるなど下地との結びつきが極めて大きい場合が多い。首藤氏の山内庄における存在は必ずしもそのようなものではなかったのではないかと思われる。俊通は平治の乱で京都において戦死している。それ以前にかなりの年月を源氏の郎従として戦場に臨んでいるが東国との関係が直接みられるのは通家が上野守であった事にはじまる。

然しこれは土着して武士として成長する迄に至らず、任期満了で上洛途中、一子資清を美濃の席田郡司部氏の子としてはじめて武士的な姿が出ている（前述）従ってこの時代には山内庄との関係など考えられず、

更に子資通も十年に余る戦陣をつめていたので何らかの形で東国に接しているが具体的な地名はわからない。山内氏の一族の中でその住国が東国にあるものは資房（資通の弟）が下野に住し那須を号し、資通自身も下野権守でありその子通清は駿河に住し、経俊の弟家通は武蔵国滝河に居た。いずれにしても相模国との関係は俊通まで見当らず時代的にみて開発領主的な下司（地頭）武士と考えられないように思える。山内庄の実体についてはあまりくわしい事はわからない。文治元年五月十二日、後白河法皇院宣に院領の一つとして「相模国山内庄」とあり、前年の元暦元年三月七日前大藏卿奉書にも後白河院の「東国御領山内庄以下便宜（一八四）之御領」とあり、文治四年六月四日の条に八条院領なる事が見えている。（一八八）東国に散在する院宮寺社領について「所々地頭沙汰之間 注事条々 令付師中納言（経房）給之处 御返報今日到着 於勅答之趣者 為讓仔細所副獻權右中弁室長期臣奉書也 年貢者早可進寺家：（中略）：相模国早河庄己上三箇所同家領也 年貢可沙汰送棟範免許之由。先日申上之時聞召畢 八条院領：（九ヶ所畧）：相模山内庄

以上件庄領年貢 或先々注進 或本文書紛失、平家時分令致自由沙汰事も候き、又不知庄大小増進も候き、子細庄家皆存知歎 委搜可令計沙汰 益頭庄事も彼辺周事と思食て、被仰能保朝臣候き、時政地頭にて他人沙汰不可入之様に聞召しかは言上不及沙汰如此事、只計沙汰之由可被仰也」とみえて平家時代は概ね自由沙汰であったので、この間に山内氏も当庄に於ける地盤ができたのであろうか。建久三年長講堂目録「不所課庄々」にも山内庄があり、全国一八〇ヶ所に及ぶ皇室最大の長講堂領の

一つになっている。庄域は現在の鎌倉市から横浜市に及ぶ広域なものであるが、その中心は建長寺や円覚寺のある小袋、山内の地で、当時の鎌倉府内に準ずる地である。建久三年三月三日「於山内有百箇日温室、住友諸人并土民等 可浴之由立札於路頭 是又為法皇御追福也」とあり後白河法皇の死の直前の追善供養として温浴療法が行なわれている。（法皇は三月十六日崩御）このように当時の最重要地であり、広大な山内庄にその開発的領主武士は多数いたであろうが、それらの名跡もみえず、又山内を号したのは首藤氏であった事をみると、俊通の山内定住はやはり源家との累代の関係を背景として任命されたもので、俊通、経俊二世代で到底開発領主的強固な領掌は不可能であろう。山内庄における山内首藤家の具体相は曖昧模糊としている。経俊追放後も山内一族の誰かが関与していた事は、和田合戦後の処分状によって明らかである。いずれにしても鎌倉武士の典型である地頭武士の姿は浮んでこないようである。

B 相模国足下郡早川庄内一得名

早河庄は前撰（基道）聞家領であった事は文治四年六月四日の条にみえている。荘園志料によれば、小田原城、小田原宿以下四十七ヶ村となっている。現在の小田原市から箱根へかけての広大な荘園である。嘉保二年一月十日大江公仲処分目録の中に早川牧としてみえており、遠江守大江公資が藤原長家（道長の子）に寄進し本家となし、自らは領家となっている。これがだんだん拡大され永久三年早川庄となっている。（神奈川県史）前にみたように平家時代から現地の自由裁了になり鎌倉幕府成立と共に実質的支配権は幕府にあった。

この庄園の実質的惣領地頭である土肥氏は坂東七平氏の一つ平良文の流れで土肥郷（湯河原、直鶴町附近）の開発領主で在庁官人として勢力を培い、實平の父宗平は中村庄司を名のつており下地に大きな力をもっていた事を示している。東鑑に治承四年八月二十日の条に頼朝が「出伊豆国 令赴干相模国土肥郷給也」とあり、頼朝挙兵の最初より従い、石橋山合戦の敗戦の時も土肥郷、早川庄内の地理案内をして無事に安房国へ落ちる手引きをしている。このような関係でおそらく長い年月に亘って、広大な庄園を形成し、多くの開発的領主のいる早河庄の惣領地頭或いは預所になったものと思える。頼朝はこの地を先ず箱根社に寄進している。治承四年十月十六日の条に「寄奉 箱根権現御神領事 相模国早川本庄 為箱根別当沙汰 早可被知行也 右件於御庄者 前兵衛佐為源頼朝沙汰所寄進申也 全以不可有其妨 為後日沙汰注文書以申」とみえている。前撰関家領であっても現地は自由沙汰であり、新興勢力の頼朝の政策と、実質的に早河庄内に具体的に下地勢力を持っていたと考えられる箱根社との両者の力の結びつきの表現と思われる。

この後建仁二年下地中分によって百四十町六反について預所土肥遠平(二〇二)の支配を停止している。庄域の広さ、土肥氏の地位（預所）その勢力の大きさをうかがうことができる。山内氏と早河庄の関係では治承五年潤二月七日の条に「武衛御誕生之初 初被召干御乳付之青女(二八)（今日者尼身摩摩）住国相模早川庄 依有干御憐改 故彼屋敷田畠 不可有相違之由 被仰念惣領地頭云々」とみえている。摩々尼（俊通妻）は中村庄司、土肥宗平の女で実平と姉妹であったので、自分個人の所領をこの庄

内にもつていたものである。この所領を根拠に山内庄追放後の経俊、その子重俊は生活していたものと思える。文治三年六月十三日の条に「故左典既御乳母参上 則召御前 令落涙給 是平治牢籠之後、自京都下向相模国早河庄。而為任内田地七町作人 令世渡之由言上 仍永可領掌彼地之旨 被仰下云々」とみえている。義朝の乳母といっているが、これは建久三年二月五日の条にも左典既御乳母字摩々局とある事によって頼朝乳母（経俊母）であることはまちがいない。この領有形態が作人であること、平治の乱後、実家の土肥氏を頼つてこゝに任んでいた事がわかる。前出二通の文書からみれば、前者は治承五年で、頼朝の挙兵に左右されて下地の動揺も大きかった時で、作人摩々尼の地位の保証であり、地頭（名主地頭）に対して作人としての尼の地位の保証であったと思える。後者においては、この七町の作人職としての田を領掌せしめるのであって、こゝではじめて地主（強いて言えば起源的な一部地頭）としての尼の地位身分が定まったのである。更に建久三年二月五日の条に「故左典既乳母字摩々局 自相模国早川庄参上 相具淳酒獻御前 年齒己九十二。難期且暮の間。拜謁之由申之 幕下故以憐改給 是有功之故也。有所望者雖何事可令達之旨被仰下之間 早河庄内知行地 可免除課役之由 可被仰惣領之旨 望申之。仍被相加三町新給之上 任申請之旨 召盛時下知土肥弥太郎之趣被仰云々」とみえこゝで三町の新給を加え、更に課役を免ぜられて完全領有をなしている。山内氏としては本貫地山内庄がだんだんと幕府によっておかされるなかで、不確実な早河庄内七町の領有を確保するため、年すでに九十二才になる老尼を最大限に利用し

たと思える。早河庄は建仁二年箱根社との間に下地中分が行なわれている。和田合戦に嫡孫惟平が一味して斬首されているが、早河庄における土肥氏の勢力は一応維持されたようである。

早河庄内にある山内尼の所領は早河庄内田子一得名として尼の孫重俊へ譲られた模様である。重俊から宗俊の讓状(寛喜二年正月十日)によると。

讓渡 嫡男左兵衛尉藤原宗俊

在管 相模国足下郡早河庄内一得名并在家事

合にしのかどのつば肆段加幡馬作小完 大柳陸段百姓田足小河式段小

同所一段 みのわた五段 同所參段 高別当作 権二郎作陸段 別当太作

式段 くわつほ壹 大窪壹反 高みのわた四反内 二宮々司官大夫三郎

五反但加地子計也 かけ參反 箱根大般若田一反 田子往古本屋敷一所 四至略

大柳一字 権二郎一字 伴細工一字 別当太一字 官大夫三郎一字 野

畠八年末作々付屋敷也；略；

とあり、このあとに一族庶子にあて、一応分割讓与しても嫡子宗俊の惣領権を厳守して違反のないよう戒めている。これを整理すると大体次の様に整理することができる。

④ 在家による耕作地

1. 権二郎作六反；権二郎一字
 2. 別当太作二反；別当太一字
 3. 官大夫三郎作五段 但加地子計
 4. 同人作こかけ三段；官大夫一字
- 大柳六反；大柳一字

⑤ 作人の耕作地

1. みのわた三反；高別当作
 2. にしのかどのつば四段；加幡馬作小完
- ⑥ 普通名田(一般百姓の耕作地)

1. 足小河二反
2. 同所一反
3. みのわた五反
4. くわつほ一町

5. 大窪一反

この他に本屋敷一所(現小田原駅の北方あたりと云われている平凡社地名辞典)と屋敷についた畠がある。

右の合計は田四丁九反百二十歩、在家五宇 本屋敷一所と若干の野畠があることになる。新給地を加えて十町歩(建久三年五月二日の条)の

すべてを明らかにすることはできない。尼の領有形態は最初は作人職で

あり、この地は直接耕作又はそれに準ずる手段であつたもので、在家耕作、作人耕作が主体なので少くとも一得名においては地頭職としての領

有というよりも、より前期的な名主的な領有としか云えないと思われる。

一得名は本来的財産として、後々の讓状に「○○地頭職并早河庄内名田

△段在家×字」とみえ、早河庄一得名地頭職なる語はみえない。山内氏

は地毘庄を持つことによつて鎌倉地頭武士になつたといえよう。

一得名における三類型の領有形態のうち④の在家耕作については、在

家そのもの、歴史的有在が多様であるが最大公約数的に一応主家に隸属

して在家役を負担するもので一般百姓とはやゝ隸属性の強いものとみて

よいのではないか、然し本庄の場合、二宮々司を兼ねる官大夫三郎など

のように加地子計(加地子のみだけ)という独立制の強いものや、作人

高別当の子と思われる別当太がわずか二反の耕作のみでとても独立の生

計は保てないので他家の作人を兼ねているとも思える者、公事を負担す

べき百姓田を作っている在家（但し当庄の場一切の課役免除なので臨時の課役のみ負担）特殊な技能で在家役を果たす伴細工など極めて特徴的なものが多い。然もこの在家は十九年後の宗俊から時通への譲状では伴細工と宮大夫のみなって、権二郎、別当太、大柳は消滅している。然し大柳一字は時通から通綱への譲状の中で「大柳在家一字 女房に分譲者也」として再び出ている。分割譲与のためにすべてを明らかにする事はできないが、通継の譲状の中で貞治四年まで保持している事がわかる。
(二三五)

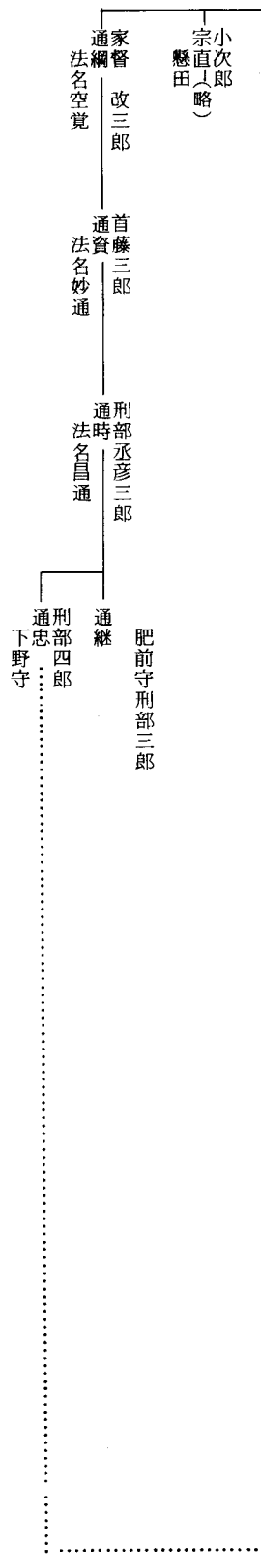
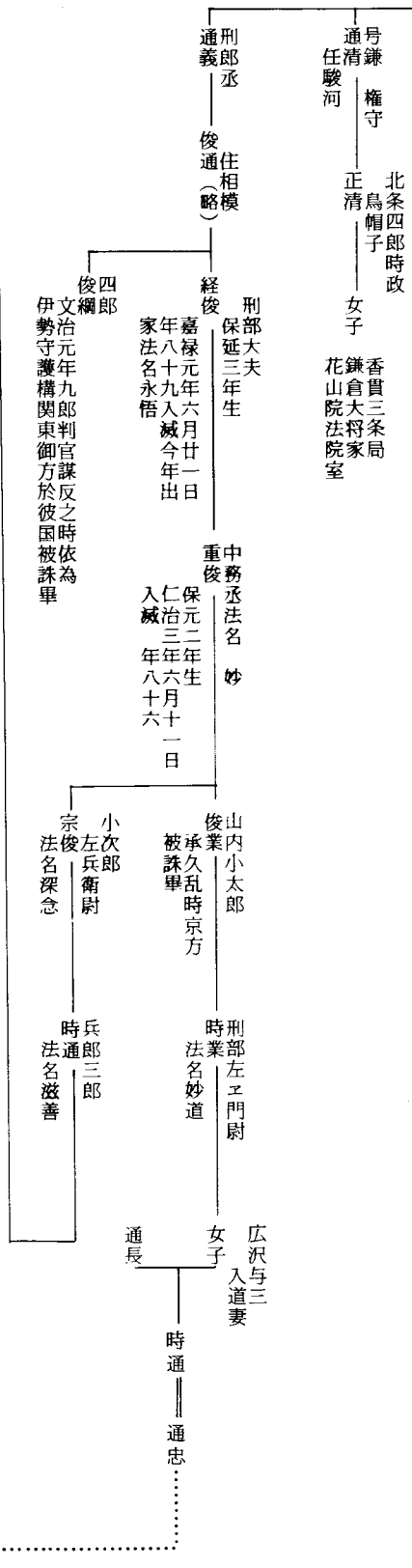
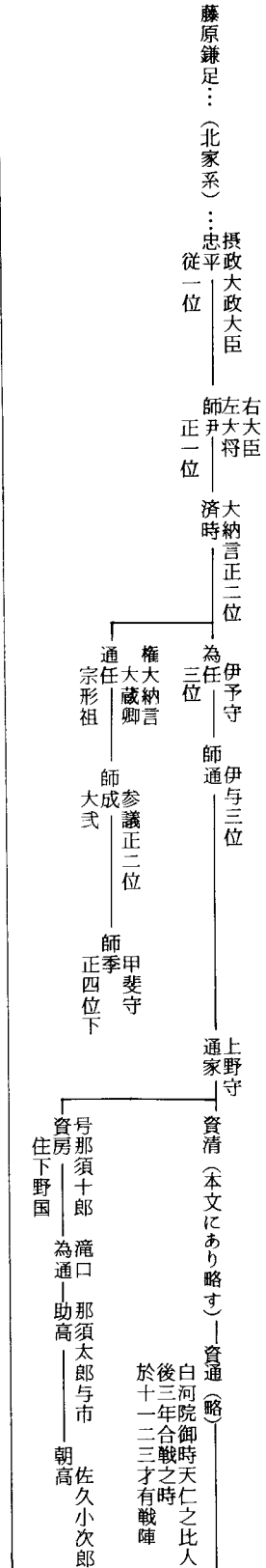
⑨の作人の耕作地で高別当と在家の別当太の関係をどうみるか、更に加幡馬は四反のうち小定（すこしばかり）作っている。作人はおそらく多くの地主（名主）の田をかけたもち耕作していたものと思える。

⑩の普通名田は何人かの下人所従によって耕作されていたものであろう。この一得名は惣領通資が西遷した後まで、維持している（山内通継譲状貞治四年六月一日）鎌倉時代における山内氏の所領の最大範囲は通継の譲状によれば、養子通忠に次のように譲っている。

1. 備後国地毘庄本郷 除高山
門田以下 地頭職事
2. 同庄多賀村一分地頭職事
3. 摂津国富島庄地頭職
4. 信濃国下平田郷地頭職
5. 相模国早河庄一得名内田子田畠在家屋敷等事
6. 鎌倉甘繩地事となっている。そのほかに承久の乱で京方として討死し俊業系の時通の貞和元年六月十八日の譲状には陸奥国桃生郡吉野村、伯耆国宇多河上庄などがある。十三世紀後半から十四世紀へかけて、鎌倉地頭体制（分割譲与、惣領制）の変質、南北朝動乱を経て室町守護領国体制への動きの中でこれらの所領は極めて

複雑な変遷を辿っているがこゝでは略す。たゞ鎌倉甘繩地は現在の長谷観音のある近辺で、当時の地頭武士たちの屋敷があった処で、さしずめ近世における諸大名の江戸屋敷に当るものとみてよいと思う。十四世紀の後半まで譲状はあるが、これらの地にどの程度山内惣領の実質支配権が及んでいたかは、多くの西遷地頭を生みだす当時の動向のなかで考えらるべき大きな課題であると思う。

山内首藤氏略系図



山内首藤氏と寺院・神社

—— 覚え書き ——

堤 勝義

(一) はじめに

山内氏の由来をみると、平安時代に藤原資清が首藤大夫と称したのに始まる。藤原俊通の時に、鎌倉近くの山内庄を拠点としたので、山内を名乗るようになった。

十四世紀の初めに、山内通資が地毘庄北部の蓆山城（現比婆郡高野町）に入り、後に、地毘庄本郷（現庄原市）の高山（甲山）に移った。ここでは、山内氏と、在地の寺院神社について考えてみたいと思う。

(二) 寺院

山内通資が蓆山に入った後に、元々あった真言宗の千秋山萬歳院功德寺（現高野町）を元亨元年（一一三二）に臨済宗に改めて、自身の寺にしている。そのことから、山内氏は、臨済宗を家の宗教としていたものと思われる。

山内通資が蓆山から甲山に移った時に、弟の通俊（多賀山を称す）が

蓆山城の後を継いでいるが、弘治元年（一五五五）に功德寺は、火災にあい、その時に、山内通統（法名功德院・通統の時に現寺名にしたと考えられる）が寺領を寄進して、曹洞宗に改めている。

山内氏の一族の多賀山氏は、曹洞宗を信仰していたと考えられる。

山内通資が入った甲山は、古くから観音・毘沙門信仰があり、地域の人々の信仰を集めていたものと思われる。

甲山の観音堂の後進である慈高山円通寺（本尊千手観音）について『芸藩通志』巻百三十六所収の寺歴では、「初め聖武天皇の時、行基、此地に來り、高山に入り、栗の大樹を伐て、観音地藏、毘沙門の像を造り堂を建て、高山千手堂と呼ぶ、又地藏、毘沙門の冠字を摘て、地毘の庄と名く、故に里民、栗木の履を用いず、元亨年中、首藤通資、蓆山よりここに來り、此地を領し、此山に城す。重て方丈厨庫を建て、始て慈高山円通寺と号し、正中元年、嵯我天龍寺玉洲を招請して開山とす。：（後略）：」とある。

又、讓渡所領のひとつとして、元徳二年（一一三〇）三月の「山内長

快通讓状」(『家わけ第十五山内家文書』一八号所収)には、備後国地毘庄本郷除高山門田以下地頭職事があり、備後国地毘庄本郷内高山門田以下は、観音寺(後の円通寺)に永代寄進するものなりとある。

元高三年(一三三三)三月の「尼いくわん山内時業女讓状」(『家わけ山内家文書』三三号所収)は、尼のいくわん(広沢氏の妻)が養子時通に



所領を譲る時の讓状で、その中に、「又かうやまの新御堂観音堂については、長日勤行の事」がのっていて、観音信仰が山内氏の尼(女性)に根付いていることをしめしている。

山内氏は、地毘庄の観音信仰の中心である高山(甲山)に甲山城を造り權威化を計り、地域への支配の侵透を図っていたものと思われる。そして、後に、天龍寺の玉洲を招いて、臨濟宗の寺院にしている。

中世の武士は、自己の信仰する寺院と、祈願寺院をもっているのが普通である。祈願寺院は、その持っている祈祷性から、真言宗の寺院である場合が多い。

山内氏の祈願寺院としては、宝蔵寺(旧名滝尾寺・庄原市本町)がある。寺歴によると、「もとは、恵蘇郡、勝高山にありしが、後此村に移るといふ、開基詳ならず…(中略)…昔山内氏の祈願所にて、寺領もありしといふ、山内氏、首藤元通の書翰及び古硯を蔵す」『芸藩通志』巻百二十四とある。由緒、伝説のある寺院を祈願寺院にしたものと思われる。

天正三年(一五七五)八月の「山内元通坊主職預ケ状」(『県史・古代中世資料編Ⅳ』所収)によると、山内元通は瀧尾寺坊主職を権大僧都九七七頁有観の遺弟に預けて、勤行掃除以下を油断なく、寺務を領掌するようにしている。天正の頃にも依然として、山内氏の祈願寺院としての役目を果たしていたものと思われる。

庄原市川手町の平等寺も祈願寺院といわれているが、『芸藩通志』巻百二十四には「文和年間、首藤通資造立、後かの家の祈願所となり、文祿二年癸巳、同廣通、再造すといふ」とある。

また、「備後平等寺薬師堂再興棟札写」(『家わけ第十五山内家文書』四四〇号所収)には、山内廣通が文祿二年(一五九三)に造立したとあり、芸藩通志の記事を裏付けている。当初、真言宗寺院であったのを、廣通の時に臨濟宗寺院にしたものかとも考えられる。本尊は俊通の尊崇していたという、薬師医王善逝瑠璃光如来である。

その他の寺院としては、正中元年(一三二四)山内通資が建立したという掛田(懸田)の正中院(臨濟宗)、文龜元年(一五〇一)山内通忠が建立した永明寺(曹洞宗)があり、廃寺としては、山内氏の墓といわれるものがある光瑞廃寺(現庄原市本郷)がある。

円通寺の塔頭として寶持庵があり、貞治三年(一三六四)に山内通繼が、要用あるによって寶持庵に屋敷・水田等を売却している。

また、尼理穆が康安元年(一三六一)に土地を寄進している。

地毘庄においては、中世から近世初頭において、多くの廃寺がでているが、もちろん福島氏の寺院整理政策によるものであるが、山内氏にとってかわられた在地勢力とのかかわりにおいても、もっと詳しく調べてみる必要があるものと思われる。

(三) 神社

山内通資は蘇山に入部した後に、自己の信仰する鶴岡八幡を、南村の八旗迫に勧請した。そして、元亨元年(一三二二)に元からあった在地の八幡神宮である福田原八幡に、鶴岡八幡を合祀している。

山内通資にとってみれば、これから地域を固める為には、地域の信仰

の中心をなすと思われる神社を中心にするとして、自己の支配力を伸ばしてゆかねばならないと思われる。

そこですぐに、在地の八幡に、自己の八幡を合祀せずに、周囲の状況をみながら、段階をおいて、在地の八幡に合祀し、自己の支配権の確立を図ったものと思われる。此の新旧併せた八幡が、南村八幡(現高野町



南土居神)である。

『芸藩通志』巻百三十六には、南村八幡のことを次のように書いている。「今この社を、高野山土村の総鎮守とす。社記に、正和年間、山内通資、鎌倉より来り鶴岡八幡を勧請し、天正乙亥、山内通定より、殿垣内・湯川二村及び出雲飯石郡坂本村の内に神田の地を置くといへり…

(後略)：」とあり、高野山十一村の総鎮守ともなっているのである。

地域支配と神社を考える時には、官座というものが大きな意味をもつてくると思われる。官座に連なるということが、当然のことながら地域の成員として重要なことであつたと思われるのである。

慶長十七年(一六一二)五月六日付の「福田ノ太郎左衛門請文」(具史古代中世資料編Ⅳ所収)は、福田の太郎左衛門から、南村八幡の堀江氏に宛てたものであるが、その中で、主家から離れて福田の太郎左衛門が、高野山に牢人するについて、南村八幡の堀江氏から官役を預けられていて、他村の者に預けることはしないと、請約をしているのであるが、これ等も、牢人した以後の村の官座役に連なる重要性をあらわしているものと思われる。

南村八幡の古文書は、「堀江文書」として、広島県史中世資料編Ⅳに所収されている。その中には、応永二十五年(一四一八)六月日付の「南八幡官御祭御頭次第注文」として、一番から十一番迄の、御祭御頭次第や多賀山通統や通定の宛行等が含まれている。

山内氏のゆかりのある庄原市は、延暦寺領泉田庄、蓮華王院、嵯峨千光寺、梅尾高山寺、延暦寺を領家とした地毘庄からなり、山内氏の庶流

は、川北・滑・田原・懸田・高野山(多賀山)に分立をした。

川北八幡(現庄原市川北町)は正中十二年(一三二五)に山内通資が鶴岡八幡を勧請し、従来からあり、在地の総氏神であつた久井田の王子権現に変わって、総氏神となっている。

川北の場合は、通資は高野山のやり方とは違って今迄通りに在地の神社を総氏神として認めずに、その地位を奪って、自己の鶴岡八幡を中心にするということをしている。

芸藩通志 巻百三十六には、「正中二年乙丑、山内通資此神を勧請する時、神興、三上郡、川手村、竹花と呼ぶ地に、暫く逗：(後略)：」とあり、神興を暫く他所にとどめておいて、それから、おもむろに、川北にもってきたようである。

王子神社は素盞鳴系統であり、福山の王子神社を、式内社素盞鳴神社に比定する説もある。王子とは同系統で、天照大神が素盞鳴尊と誓約の時に出現したという五男三女神を祀るとも、比叡山山王七社の第四番目に位置する八王子神社がある。

現三次市々域には、中世三吉氏との関係からか、若一王子等の王子神社が多く現存している。

下原八幡(現庄原市七塚町)は、嘉暦元年(一三二六)にすでにあつた石清水八幡神社系を、山内通資が再建している。

芸藩通志には、「石清水八幡と称す、正中元年甲子、山内通資勧請と云ふ、一説には正応庚寅の勧請にて嘉暦丙寅に通資再建せりと」とある。本郷八幡は甲山城内にあり嘉暦二年(一三二七)に山内通資によって

勧請された鶴岡八幡であったが、明治になって、良神社に合祀されている。

田原八幡（現庄原市町）は、嘉暦三年（一三二八）に通資が勧請している。

その他の神社としては、峰村八幡（現庄原市峰田町）があり、芸藩通志には、「男山より勧請す、長徳年間再造すといふ伝ふ」とあり、社伝には、石清水八幡（男山）を長徳元年（九九五）に勧請したともいうが後に山内氏が保護をしている。

良神社（現庄原市本郷町）は甲山にあり、「児玉文書」として、広島県史―古代中世資料編Ⅳ―に所収されている。芸藩通志によると、祀官の児玉氏は尾張からやってきたという。

社伝によると、大同元年（八〇六）尾張国の大國靈神社から吉資という者が本郷の甲山の地に来たという。山内通資が甲山城を築いたことにより、山内氏はこれを尊崇している。

山内支配の後期においては、良神社が神社中の長老として、神社統轄の重要な役を持っていたと思われる。

慶長十三年（一六〇八）の「備後国恵蘇郡社家衆連署起請文」広島県

古代中世資料編Ⅳ所収は、山内氏はかわったけれども、今迄通りに、祭祀を取り行ないましようとか、各神社間のルールを約している。これに花押している官司等は三十一人で、宮内の義大夫が取りまとめとなり、丑刃（良）の火矢廻大夫と同大郎次郎大夫が総まとめ役となっている。

前資料編所収の「いぶき六右衛門書状」（折紙）は慶長十一年（一六〇六）

のものであるが、南村八幡の祀官堀江氏に関する事で、うしとらの神社が長老としての取りまとめ役になっている。

また、前資料編所収の、「宮王大夫備後一宮島町宮座次第由緒書立並家重袖判」、文安二年（一四四五）に書いたものを、永正四年（一五〇七）に丑刃の千日大夫が証したものであるが、その内容は、当国一宮嶋町の宮座次第のことについて良の千日大夫（七十九才）が古老で、詳しいというので尋ね、これを明らかにしている。

山内氏の支配期基礎固めには鶴岡八幡を中心に在地支配を、後期には良神社が中心になって、城内神社のとりまとめ役を果たしたものと考えられる。

泉田庄は、現庄原市域の中で最もおそく、山内氏が手に入れた所である。ここには、上村八幡と日吉神社がある。

日吉神社（現庄原市山内町）は当時山王社と呼ばれていた。芸備通志巻百三十六には、「祭神大己貴命を主とし、同殿の神、廿一座あり、社伝に、貞観元年安部幣高といふ人、近江国より来り、村内葛城山に此神を勧請して奉祀せり、嘉暦年間、葛城刑部永義その山に城を築き、社を今の地に移す：（後略）：」とあり、延暦寺領の関係から、延暦寺の末社である山王社を安部氏が勧請し、嘉暦年間（一三二六―二九）に、葛城山を中心に勢力を扶殖していた葛城氏によって、現社地に移座させられたという。

山内隆通は永祿六年（一五六三）の尼子氏との合戦で危機に陥り、山王神に祈願し危機を脱したので、後に八幡太郎義家のものという赤糸

威大鎧（国重要文化財）を奉納している。初代の通資の時の王子神社とは違い、従来の神社を認め、踏襲しようとする姿勢がここには見てとれることが出来る。

上村八幡（現庄原市山内町）は、芸藩通志によると「豊前国宇佐郡松崎村より、当所に来住し、寶亀六年己卯字佐八幡を勧請す、後葛城刑部社を再造し、大に旧觀を改む、祠官十五人、供僧寺五宇ありき：（中略）

：永正九年壬申、山内豊通より、修理田三段、神供田五段寄附せしか：（後略）：」とあり、宇佐八幡から勧請され、葛城城の葛城刑部によって再造され、大いに旧觀を一新し、祠官十五人、供僧寺五という大きな八幡神社であったと思われる。

永正九年（一五一一）には山内豊通が修理田三段・神供田五段を寄附したという。

広島県史の古代中世資料編Ⅳ所収の上村八幡神社文書として、康正三年（一四五七）の「備後国恵蘇郡西條上村八幡宮御祭御頭注文」がある。

泉田庄については、鶴岡八幡を導入することなく、在来の神社をそのまま認め、在地を刺激することなく、やんわりと在地支配を貫徹していたものと思われる。

（四）ま と め

山内氏は地畷庄入部の初代通資の時に、古くからの信仰を持っている寺院を、自己の信仰する臨濟宗に改め、また、同じく古くからの伝統をもっている寺院を祈願寺として、寺院支配を図った。

通資の弟の多賀山氏は後に曹洞宗を信仰していて、庶流の中には曹洞宗を信仰する者もあった。

山内氏にとつては寺院支配よりも、在地に根をはった神社政策の方が重要であったと思われる。初代通資は、自己の信仰する鶴岡八幡をそれの村、あるいは在来の八幡社をそのままに、臨機応変に在地支配の浸透をはかった。

神社支配がきわめて重要であったと思われ、その意味で、初代通資は賢名であったと思われる。

在地支配が確立した以後においては、在地支配よりも、神社のとりまど目が必要となつてき、その役目を担ったのが、丑刀（良）神社であったと思われる。

私は山内氏においては基礎を固めた初代通資と、円通寺の再建と、日吉神社に赤糸威大鎧を寄進している中盤の山内隆通の在地支配には注目してよいのではないかと思つている。

しかしながら、その山内氏も近世の再編成の中で毛利氏に随つて長州に所替となり、寺院・神社の中には平等寺のように後に存亡の危機に陥ったり、廃絶したもの（特に寺院）が多かつたものと思われる。

雑感 「中世成立期の武力」

下 津 間 康 夫

はじめに

中世は武士が権力を掌握して行く時代ですが、元来武士は武力を職能とする人々であったことが指摘されています⁽¹⁾。私の問題意識として、歴史的段階に応じて武力の在り方も変化して行くのは当然でしょうが、それぞれの段階で、具体的に武力は如何なるものであったのか、また民衆は如何に受けとめていたのだろうかと言うことがあります。現在、この問題を明らかにして行く準備も力量もないのですが、雑感として、平将門の乱を記した『将門記』⁽²⁾の記載を中心に、中世成立期の武力について綴ってみたいと思います。

(1) 武力の構成

平将門の乱は、①一族内闘争（九三一（延長九）年～九三八（承平八）年二月）、②武蔵国内問題への政治的介入（～九三九（天慶二）年六月）、③国家的叛乱（～九四〇（天慶三）年四月）の三段階に分けられます。そして中央政府の武力の発動と相争う訳ですが、将門等が組織した武力は如何なるものだったのででしょうか。

『将門記』では、その兵力全体は「兵士」・「随兵」であり、形態には「歩兵」と「乗馬之郎党」||騎馬兵士が存在します。実際の戦闘では、「陣頭」が一部隊を組織しており、戦闘能力に秀れた者は「精兵」、特に弓の上手な者として「上兵」が描かれています。この武力を構成するものとして、「因縁」・「伴類」・「従類」等が挙げられています。そして「伴類」・「従類」は、この時期にのみ現れる―或る歴史的段階に於いて登場する―存在であることが注目されます。

伴類は、「良正并ビニ因縁・伴類ハ、兵ノ恥ヲ他堺ニ下シ、敵ノ名ヲ自然ニ上グ」、⁽³⁾「賊首ノ兄弟及ビ伴類等ヲ追捕スベキノ官符」とある様に、将門等のそばに在って指導的地位を占めた在地の有力者と推定出来ます。そして彼等が組織した集団も「伴類」と呼ばれ、「新皇ノ陣ハ跡ニ就キテ追ヒ来ルノ時、貞盛・秀郷・為憲等が伴類二千九百人、皆遣レ去リヌ。只遣ル所精兵三百余人ナリ。」と、戦闘に於いて量的に中心的存在であると共に、離合集散の激しさを示しています。おそらく伴類は、次に触れる従類の様に、在地の有力者と私的隸属関係で結ばれたものではなく、周辺に存在した自営的な農民と考えられます。

従類は、九三七（承平七）年十二年の平良兼の将門の石井営所への夜

討に際し、「一人当千ノ限り八十余騎」とは区別されて、「後陣ノ從類」とされています。伴類の様な流動性はみられず、有力者の経営の中で結ばれた私的な隷屬民と考えられます。また將門の乱が国家的叛乱にまで昇まる際に、藤原玄明の存在が注目されますが、玄明は「凡ソ国ノ為ニ宿世ノ敵トナリ、郡ノ為ニ暴惡ノ行ヲ張ル。鎮ニ往還ノ物ヲ奮ヒテ、妻子ノ稔トナシ、恒ニ人民ノ財ヲ掠メテ、從類ノ榮トナスナリ。」とされています。玄明と從類の間には日常的な主從關係が考えられ、從類は玄明の暴力行為の爪牙の役割を果たしたのでしょうか。かくして「国之乱人」であると共に、「民之毒害」とされたのです。なお有名な九八八（永延二）年の『尾張国郡司百姓等解』⁽³⁾（以下『尾張国解文』）に於いても、尾張国の守である藤原元命の苛政を支える暴力装置として、從類が挙げられています。

(I) 武力行使の実態

上記の様な武力は、実際如何に機能したのでしょうか⁽⁴⁾。戦鬪に於いては、凄じ焦土作戦の展開が常套手段です。^(a)、^(b)、^(c)、^(d)。これは一時も激しく^(e)、^(f)、^(g)、^(h)、⁽ⁱ⁾、^(j)、^(k)、^(l)、^(m)、⁽ⁿ⁾、^(o)、^(p)、^(q)、^(r)、^(s)、^(t)、^(u)、^(v)、^(w)、^(x)、^(y)、^(z)。この武力は、將門の乱が国家的叛乱段階に至ると一段と激しく現出し、九三九（天慶二）年十一月の常陸国衛襲撃の際は、焦土・掠奪・暴行⁽¹⁾とその本質は如何なく發揮されています。

ただこの武力も、超歴史的な存在ではなく、現実の社会の諸關係に大

きく規定されたものと言えるでしょう。前に触れた藤原玄明は、從類等を爪牙として、民衆からの掠奪や国衛への対捍行為を働いていた訳ですが、將門が藤原忠平に宛てた書状では、「常陸介藤原維幾朝臣ノ息男為憲、偏ニ公ノ威ヲ仮リテ、只ダ冤枉ヲ好ム、爰ニ將門ガ從兵藤原玄明ノ愁ニ依ルテ、將門其ノ事ヲ聞カンガ為ニ、彼ノ国ニ発向ス。」とあり、玄明の国衛への抵抗と共に、国司の非法も存在したことが推測されます。また武藏国司の興世王・源經基の非法も窺われますが⁽¹⁾、⁽²⁾、これも從類等の私的暴力を以って及んだ行為でしょう。

將門の乱からやや後の十世紀後葉から十一世紀中葉にかけて、前の『尾張国解文』に代表される様に、国司苛政上訴運動が頻発しています。その底流に、律令制的支配体系の崩壊と民衆の武力行動にまで昇った抵抗に対して、王朝国家⁽⁵⁾への体制的移行が進み、国司が任国内支配権を強化するために、武力を必要とした社会的情勢が認められるでしょう。將門の乱は、この移行段階で起こったもので、ここでみられる武力は、この歴史的情况に規定されて激しさを増したものであったと言えるでしょう。

(II) 民衆と武力

さて民衆にとって、武力は如何なるものだったのでしょうか。また如何に受け止めていたのでしょうか。『今昔物語』では、「將門、常ニ事ニ触テ、親キ類伴ト隙无ク合戦シケリ。如此悪行ヲノミ業トシケレバ、其ノ近隣ノ国々ノ多ノ民、田畠作事モ忘レ、公事ヲ勤ル隙モ无シ。然レ

バ国々ノ民、此ヲ歎悲テ、国解ヲ以テ公ニ此由ヲ申上タル⁽⁶⁾と、戦乱に悩む民衆を描いています。また『将門記』の筆者は、平良兼の攻撃に依って豊田郡内の農作物・人馬が被害を受けたことに對し、「謂フ所ノ、『千人屯レヌ処ニハ、草木俱ニ彫ム』トハ只ダ斯ヲ云フカ」⁽¹⁾とし、「脚病」が癒えた将門の良兼への反撃に對し、「之ヲ謂フニ口惜シキ哉、幾千ノ舍宅ヲ焼ク。之ヲ想フニ哀シムベシ、何万ノ稻穀ヲ滅ス」と述べ、軍事行動に批判的です。前に触れた様に、焦土作戦の展開・掠奪の横行⁽²⁾等は荒廃をもたらすものなのです。

そして民衆は、藤原秀郷・平貞盛等の将門への攻撃に對し、「常陸国ノ己ニ損ハレヌルコトヲ恨ミズ、唯ダ将門等ノ不治ナルコトヲ歎」いたり、「群衆ヲ集メテ甘キ詞ヲ加ヘテ、兵類ヲ調ヘ、其ノ数ヲ倍ニシテ」と、相手方の武力に編成されたりもしています。この「群衆」が「伴類」の下に結集したものと考えられ、武力の前に流動的な存在であったと言えるでしょう。そして『尾張国解文』で、元命が組織した徒類等に對しては、「屠膾之類」、「子弟郎等ノ躰タラク、夷狄ニ異ラズ、猶豺狼ノ如シ、人肉ヲ屠リテハ則ク身躰ノ粧トナス」と述べています。

この様なことから、当時の歴史的段階では、民衆にとって武力は嫌悪すべきものでありながらも、戦乱に於いては、自らを守るために武力に組織される立場でもあったことが想定されるのです。

おわりに

以上、簡単ですが平将門の乱を中心に、武力の実態は何如なるもので

あったのか、また民衆は如何に受けとめていたのかと云うことを綴ってみました。当時の歴史的段階では、民衆は武力構成の上からも距離を置いて存在出来る立場ではなかったと言えるでしょう。例えば「民衆」と「武力」と云う問題を超歴史的に對置させて捉えることは誤りで、それぞれの現実の社会関係の中で明らかにして行くことが重要であると再認識した次第です。

註

(1) 高橋昌明「騎兵と水軍」(戸田芳実編『日本史』)、有斐閣選書、一九七八年
(2) 『将門記』については、梶原正昭訳注『将門記1・2』(東洋文庫、一九七五・六年)を参照しました。また記述にあつては、原漢文を書き下し文で記しました。

なお将門の乱に関する研究史の整理は、佐伯有清・坂口勉・関口明・追塩千尋共著『研究史将門の乱』(吉川弘文館、一九七六年)で詳細に成されています。

(3) 『平安遺文』三三九号

なおこの解文の条文等の解説については、阿部猛『尾張国解文の研究』(大原新生社、一九七一年)で詳細になされています。また『古代政治社会思想』(日本思想大系 岩波書店、一九七九年)にも所収されています。

(4) 記述の便宜をはかるために、『将門記』に現れる記事を簡条書にします。

(a) 野本・石田・大串・取木等ノ宅ヨリ始メテ、与力ノ人々ノ小宅ニ至ルマデ、皆悉ク焼キ巡ル。(屋ニ疊レテ焼カルル者ハ、烟ニ迷ヒテ去レズ、)火ヲ遁レテ出ル者ハ、矢ニ驚キテ還リ、火中ニ入りテ叫喚ス。

(b) 筑波・真壁・新治、三箇郡ノ伴類ノ舍宅五百余家、員ノ如ク焼キ掃フ。哀シキ哉、男女ハ火ノ為ニ薪トナリ、珍財ハ他ノ為ニ分ツトコロトナリス。

(c) 下総国豊田郡栗栖院常羽ノ御殿、及ビ百姓ノ舍宅ヲ焼キ掃フ。

④未ダ合戦幾ナラザルニ、伴類算ノ如ク打チ散リヌ。遺ル所ノ民家、仇ノ為ニ皆悉ク焼ケ亡ビヌ。郡中ノ稼穡・人馬共ニ損害セラレヌ。謂フ所ノ、「千人屯レヌ処ニハ、草木俱ニ彫ム」トハ、只ダ斯ヲ云フカ。

⑤彼ノ介ノ服織ノ宿ヨリ始メテ、与力ノ伴類ノ舍宅、員ノ如ク掃ヒ焼ク。

⑥国司偏ニ郡司ノ無礼ヲ称シテ、恣ニ兵杖ヲ発シ押シテ入部ス。武芝公事ヲ恐ルルガ為ニ、暫ク山野ニ匿ル。案ノ如ク、武芝ガ所々ノ舍宅。縁辺ノ民家ニ襲ヒ来リテ、底ヲ掃ヒテ搜シ取り、遺ル所ノ舍宅ハ檢封シテ棄テ去リヌ。

⑦箸ノ如キノ主ハ、眼ヲ合ハセテ、骨ヲ破リ膏ヲ出スノ計ヲ成ス。蟻ノ如キノ従ハ、手ヲ分ケテ、財ヲ盗ミ隠シ運ブノ思ヒヲ励ム。粗ラ国内ノ彫ミ弊レタル事ヲ見ルニ、民ヲ平ゲ損フベシ。

⑧将門ガ随兵僅カ二千余人、府下ヲ押シ塘ムデ、便チ東西セシメズ。長官既ニ過契ニ伏シ、詔使復タ伏辯敬屈シス。世間ノ綾羅ハ雲ノ如ク下シ施シ、微妙ノ珍財ハ算ノ如クニ分散シヌ。万五千ノ絹布ハ、五主ノ客ニ奪ハレヌ。三百余ノ宅ノ烟ハ、滅ビテ一旦ノ煙ト作ル。屏風ノ西施ハ、急ニ形ヲ裸ニスルノ媿ヲ取ル。府中ノ道俗モ、酷ク害セラルルノ危ミニ当ル。金銀ヲ彫レル鞍、瑠璃ヲ塵バメタル匣、幾千幾万ゾ。若干ノ家ノ貯ヘ・若干ノ珍財、誰カ採リ誰カ領セム。定額ノ僧尼ハ、頓命ヲ夫兵ニ請ヒ、僅カニ遣レル士女ハ、酷キ媿ヲ生前ニ見ル。

⑨新司藤原公雅・前司大中臣全行朝臣等、兼ネテ因ヲ奪ハムト欲スル気色ヲ見テ、先ヅ将門ヲ再拜シテ、便チ印鑑ヲ撃ゲテ地ニ跪キテ授ケ奉ル。斯ノ如キノ騒動ノ間ニ、館ノ内及ビ府ノ辺悉ク虜領セラレヌ。

⑩国内ノ吏民ハ、眉ヲ嘔メテ涕涙ス。堺ノ外ノ士女ハ、声ヲ拳ゲテ哀憐ス。昨日ハ他ノ上ノ愁ト聞キ、今日ハ自ガ下ノ媿ヲ取ル。

⑪新皇ハ此ノ事ヲ聽キテ、女人ノ媿ヲ匿サンガ為ニ勅命ヲ下スト雖モ、勅命以前ニ夫兵等ガ為ニ悉ク虜領セラリタリ。就中、貞盛ガ妾ハ剥キ取ラレテ形ヲ露ニシテ、更ニ為方ナシ。眉ノ下ノ涙ハ面ノ上ノ粉ヲ洗ヒ、胸ノ上ノ炎ハ心ノ中ノ肝ヲ焦ル。内外ノ媿ハ身ノ内ノ媿ト成ル。

⑫新皇ノ妙屋ヨリ始メテ悉ク与力ノ辺ノ家ヲ焼キ掃フ。火ノ煙ハ昇リテ天ニ余

リアリ、人ノ宅ハ尽キテ地ニ主ナシ。

(5) 王朝国家に関する研究史の整理は、森田悌『研究史王朝国家』（吉川弘文館、一九八〇年）で詳細に成されています。

(6) 『今昔物語』巻二五―「平将門発謀反被誅語」

尾多賀文書

親□書状に就いて

田口義之

はじめに

福山市の北郊、芦品郡新市町宮内に、かつて備後一宮として繁栄を誇った旧国幣小社吉備津神社が鎮座している。尾多賀文書はこの吉備津神社の社人尾多賀家に伝来した中世文書である。

文書の伝来は内容から推定して二通りの経路が考えられる。一つは吉備津神社々人尾多賀家固有のもの、他は中世吉備津神社の祠官であった有木氏関係のものである。

有木氏は吉備津神社が備後に分祠されると共に備中から備後に移ってきたと伝え、室町時代には新市周辺を本拠とした有力国人宮氏に属し、戦功によって神石郡豊松庄内に所領を得たという。しかし、慶長五年（一六〇〇）福島正則が芸備両国の大守として入国すると吉備津神社の社領は没収され、生活基盤を失った有木氏は備中松山へ逃れた。その後、吉備津神社は水野勝成によって復興され、有木氏も吉備津神社への復帰を望んだが、勝成の「衰微の時他へ逃れ再興の時に至っては帰来、所

司首長と申条、甚以奇怪なり、追下すべし」という断によって再び新市に帰ることはなかったという。（『備陽六郡志』）

その後の有木氏の足跡は明確でないが、この慶長、元和の混乱の中でこれらの文書が吉備津神社の社人尾多賀家の手に帰したのではなからうか。

尾多賀文書は、江戸末期の地誌『福山志料』、『西備名区』にも抄録が収められ、一部の人々には知られていたが、広く知られるようになったのは、近年『広島県史』が刊行され、その古代中世資料編Ⅳ「県内文書編」に収録されてからである。

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ「県内文書編」（以下「県史」と略す）に収められた尾多賀文書は左の六通である。

- 一、文明十八年十月十二日付 小田九郎左衛門尉信家去渡状
- 二、明応拾三年十一月五日付 小田長門守信家去渡状
- 三、明応五年十二月十九日付 宮政盛安堵状
- 四、永正八年四月八日付 宮政盛安堵状

五、年不詳二月七日付

隆信書状

六、年不詳五月十日付

親□書状

一、二号文書は先に述べたように尾多賀家に固有のものと考えられる中世の社人文書である。三、四、五、六号文書が有木氏に伝来したと考えられるもので、主に国人官氏と有木氏の關係を示すものである。

ところで、この四通の有木氏關係文書の中には差出人の姓不詳とされているものが二通（五、六号）含まれている。そのうち、五号文書は、原本を見ると端裏ウハ書の「隆信」の右上に「刑」と官途「刑部少輔」を略したと考えられる文字が残り、福山市芦田町を本拠とした官氏の有力庶家有地氏の二代隆信のものと推定されるが、六号文書は姓はおろか実名さえも不詳とされている。

幸い筆者は二度程尾多賀文書を実見する機会を得、六号文書も詳細に観察することができた。以下、原本によって得た所見をもとに六号文書の発給者の姓名を明らかにし、文書発給の背景に迫ってみたい。

従来 の 解 釈

県史編纂者は六号文書の発給者を「親□」とし、実名の下一字を明らかにしていないが、さかのぼって江戸末期には発給者を「親知」とし、鎌倉時代の永仁五年（一二九七）のものとする見解が一般的であった。

江戸末期の福山藩の地誌『福山志料』をひもとくと、卷十八宮内村吉備津神社の条に次の記載がある。

同一通

統目之判之儀京都へ申上候処調候間只今遣候云々

五月 日

親知 判

有木小次郎殿

通証ニ親知ハ亀寿山城主小野宮ナリ此書状ハ右ノ六波羅ヨリノ免状到来ノ節来リシ書状ナルヘシ

文書冒頭の文言は後に掲げる尾多賀文書六号と同文であるから、ここで問題にしている文書に間違いない。

「親知ハ亀寿山城主小野宮ナリ」の小野宮は官氏のことを指し、『西備名区』にも親知は南北時代に活躍した官盛重、同兼信より前代の亀寿山城主としている。

両書とも、親知の姓を官氏としているのは、尾多賀文書三、四号の宮政盛安堵状に見る官氏と有木氏の關係から推して妥当であろう。問題はこの両書が文書の年代を鎌倉時代後期に置いたことである。

原因は『福山志料』が「右ノ六波羅ヨリノ免状到来ノ節来リシ書状」としているように「六波羅免状」（永仁五年四月三十日）にあることは明白である。

『福山志料』や『西備名区』の著者は「親和」書状に、「統目之判之儀京都へ申上候」とある「統目之判」を「六波羅免状」のことと判断し、同書状をそれと同時期のものとして断定したのである。書状の月日（五月日）と「六波羅免状」の月日（四月三十日）の連続性もこの推定を助けたであろうし、「京都」という文言も、六波羅探題の所在地として、著者の考えを補強したのである。

『福山志料』等のいう「六波羅免状」とは左の文書のことである。

宛賜 有木郷

右免田守先例可令領知事

但於御公事者守先例可令

勤仕之状依仰如件以下

永仁五年四月三十日

平 花押

沙 弥花押

古文書の型式は、初めの部分が解説不能のため、断定できないが、書止めが「以て下す」となっているので所領宛行の『下文』と思われる。

『福山志料』等は署判者の「平」を六波羅探題北条式部太輔時輔、「沙弥」を同じく北条駿河守範貞するが、年代が合わず不明である。あるいは北条得宗家の家政機関である「公文所」奉行人であろうか。

もし、この文書（以下、『某下文』と呼ぶ）の内容が、六号文書のそれと一致すれば『福山志料』等の言うところが正しく、「親知」は鎌倉後期の人物で六号文書は福山地方には珍しい鎌倉時代の文書ということになる。

しかし、残念ながらこの説は首肯できない。

『某下文』の内容は、「有木郷」（現神石郡豊松村有木）を免田として某者（有木氏であろう）に与える、というもので六号文書の「統目之判」とは何の関係も無い者である。又、右の「某下文」は原本を閲すると、

小ぶりの料紙に弱い筆勢で書かれ、当時の正文とするには些か躊躇するものである。『県史』にもこの文書は収録されていないが、編者もこの点を考慮して掲載を見合わせたのであろう。

親知か親忠か

『福山志料』等が発給者の実名を「親知」としているのも問題である。原本に当たってみると、確かに「親」の下の字を「知」と読むことも可能である。しかし、草書の「知」は、同じく「忠」とよく似た字体であることも忘れてはならない。

一般に古文書を解説する場合、前後の文脈を勘案して文字の解説を進めていくものである。特に「知」や「忠」のように字体が似通ったものは、その一字のみを取り上げて解説を進めても意味不明に終わることが多い。

この場合、一般の文章と違って、署名であるから一般的な古文書解説法を直接当てはめるわけにはいかないが、類似の手法を取ることは許されるであろう。

それは、この文書を単独で取り上げるのを止め、発給者の実名に「親」がつく文書を探し、「親知」と読むべきか、「親忠」と読んだほうが良いかを判断することである。

この見地に立って備後地方、特に備南の中世文書に当たってみると、六号文書の発給者の実名を「親知」と読むよりも、「親忠」と読んだ方が良いことに気付く。

理由の一つは、「親知」なる人物が発給した文書は普見の限り一通も無いのにも拘わらず「親忠」と署名のある文書は写しではあるが何通か存在することである。

『福山志料』所収文書

桑木迫林伐取事堅可停止、若於背此旨輩者、可処斂科乃状如件。

永正九年十二月十三日

新五郎 親忠（花押）

『萩藩閥閥録』卷一四九 宮与左衛門

昨日九日於柏村表合戦、被打太刀之条粉骨無比類候、弥被抽忠節者可為神妙者也、乃状如件

永正十八

四月十日

親忠 判

小奴可又次郎殿 進之候

尚且つ、尾多賀文書中の有木氏文書の示唆する有木氏と宮氏との関係からして、六号文書の発給者を親忠とした方が、他の有木氏文書とからめて理解しやすいのである。

先に有木氏は備後の有力国人宮氏に属し功があったと述べたが、もうすこし厳密に言えば、宮氏と有木氏の関係は、国人宮氏に対して有木氏はその被官として主従の間柄にあったと推定される。有木氏の家督相続を認めた宮政盛安堵状（三、四号文書）がその例証である。

そして、宮政盛の嫡子がはかならぬ「親忠」であったのである。

親忠が宮政盛の子息であったことは『徳雲寺記』續曹洞宗全書所収、宮政盛肖像贊写に「令嗣親忠會命工卑肖其容」とあることよって明らかである。更に親忠が政盛の嫡子であったことは、先に掲げた宮親忠感状と同日付の宮政盛感状（萩藩閥閥録卷一四九）が存在し、父政盛とともに宮下野守家の家督として家臣の戦功を賞したものと考えられる。むろん、先に掲げた『福山志料』所収、新五郎親忠禁制もこの人物が発給したものである。古文書を先入感を以て解読するのは、危険を伴う行為であるが、他面、今まで不明とされていた事柄に光明を与えることもある。

文書の内容と背景

文書の発給者を宮親忠とすることによってその内容は極めて分かりやすいものとなる。

内容の解明に入る前に六号文書の全文とその読み下し文を掲げておく。

続目之判之儀京都

申上候処調被下候間

只今遣候目出度候同副

状為披見遣候 社頭

御供於無沙汰雖為

何時可改候由候間能々

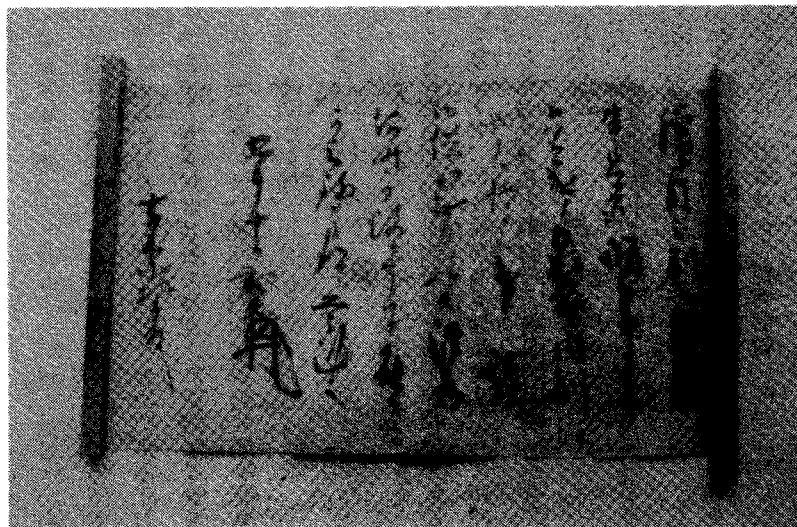
可被致其得候 恐々謹言

五月十日 親忠（花押）

有木小次郎殿

統目の判の儀

京都へ申し上げ候の処



調のへ下され候の間

只今遣はし候 目出度く候

同く副へ状被見の為遣はし候

社頭の御供、無沙汰に於いては

何時たりといえども改たむべく候の由に候の間

能くよく其の（心）得を致すべく候 恐々謹言

五月十日 親忠（花押）

有木小次郎殿

内容の核心は、書状冒頭の「統目之判」である。初めに述べたように『福山志料』等はこの永仁五年の『某下文』のことと即断し、文書の年代、発給者の実名を誤ったのであるが、「統目之判」とは、この時代家督相続を認めた「安堵状」のことを意味し、発給者が將軍ならば「御教書」、守護ならば「守護書下」と呼ばれる文書によって為されたものである。

次に、「京都申上候処 調被下候間 只今遣候」とあるから、親忠は有木小次郎の家督相続を京都に申請し、送られて来た安堵状を有木氏のもとへ届けたことがわかる。

「統目之判」の発給者は六号文書の署判者を宮親忠とすることによって容易に判明する。

先に述べたように尾多急文書中には親忠の父政盛が発給した有木氏宛の

安堵状が二通残っており、内一通(四号)の宛所は六号文書と同じく「有木小次郎殿」となっている。文書の年月日も「永正八年四月八日」で、月日だけ較べれば、六号文書の「五月十日」と一ヶ月の違いがあるのみで、安堵状が京都で作成され備後まで送られた日数を勘案すると、六号文書のいう「続目之判」は四号文書を指すものと考えてはば誤りはないと思われる。

亡父民部丞宗跡并知行分之事、無相違可被抱候、但專御神役勤、於諸公事以下者、如先規可有其沙汰者也、乃状如件

永正八年四月八日

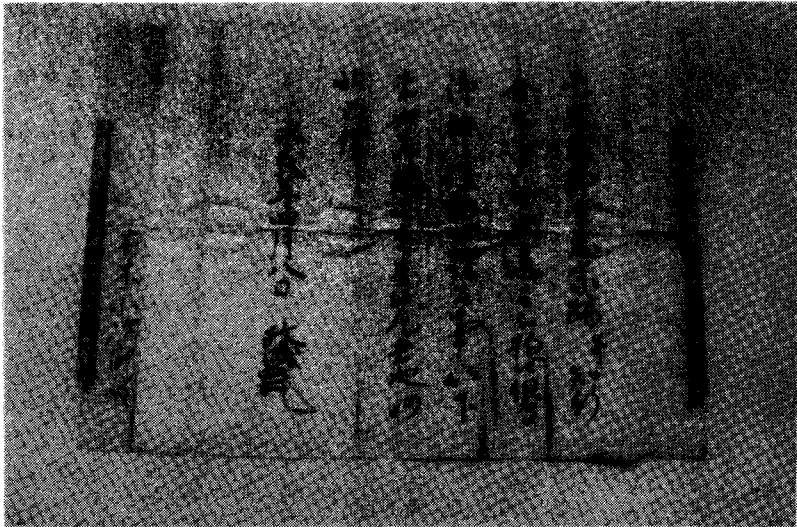
政盛(花押)

有木小次郎殿

これが問題の安堵状の全文であるが、内容を見ても六号文書の「社頭御供」は、安堵状の「御神役勤」に対応し、吉備津神社の祠官を勤めた有木氏宛の安堵状にふさわしい文言で、官氏が吉備津神社を勢力下に置き、祠官を被官としていたことを示すものとしても貴重な文書である。

官政盛が被官有木氏宛の安堵状を京都で発給しているのは、当時の中国地方及び中央の政情に深いつながりを持っている。

明応二年、菅領細川政元のクーデターによって將軍の座を追われた足利義種は周防の大内義興を頼り、大内氏の武力によって將軍の座に復帰



しようとした。大内氏も対明貿易の主導権を巡って細川氏と対立しており、義種を奉じることによって幕政を掌握し、併せて対明貿易の実権を手中に収めようとした。永正四年暮、大内義興は足利義種奉じて上洛の途についた。

この時、備後の国人衆も多く大内氏に応じ、義種に従って上洛したのである。『陰徳太平記』には、「備後に宮若狭守秀景入道、三吉式部少輔隆景、山内大和守直通、山名宮内少輔忠勝、木梨治部太輔通経、櫛崎三河守豊景」とあって宮政盛の名はないが、政盛も義種に従って上洛したことは確実で、政盛の京都での活躍は当時の記録に次のように見えている。

永正六年三月二十七日 政盛、御所ニ於ル犬追物ノ射手ヲ勤ム（犬追物日記）

同 十年 七月七日 政盛、將軍義種ノ三条御所御事始ノ小奉行ヲ

勤ム（後鑑）

永正十三年一月十一日 政盛、御普請始ノ祝トシテ將軍義種ニ太力一

腰ヲ献ズ（同）

同 十五年九月五日 政盛、將軍義種御事始ノ小奉行ヲ勤ム

（公方様御事始之記）

このように宮政盛の京都に於ける活動は永正六年から同十五年の約十年間に及んでおり、何故か、有木氏宛の安堵状が京都で作成されたのかは、政盛自身が当時京都に居たと考えれば容易に解けるのである。

勿論、政盛が十年間一度も帰国しなかったとは言えない。宮氏発給の

「禁制」を見ると、永正九年には親忠が発している（前掲）のに対し、永正十四年には政盛が出している（中戸文書）。禁制が最も端的に政治権力の発現を表すものとすれば永正十四年、政盛は在国していたのかもしれない。しかし、それにしても永正九年には親忠が発しており、この前後政盛が備後を留守に（すなわち在京）していたのは確実と思われる。

まとめ

以上によって次の三つの事実が明らかになったと思う。

一、六号文書の発給者は、宮政盛の嫡子親忠であること。

二、文書の発給年月日は、永正八年五月十日であること。

三、内容は、有木小次郎に宮政盛安堵状の到来を告げたものであること。

そして、文書発給の背景には当時の政情が大きく影響していること、すなわち宮氏の当主政盛は大内氏に従って上洛中であり、嫡子親忠が代わって国元の政務を見ていたことが分かるのである。

宮氏は室町幕府の奉公衆として幕府の盛時には常時在京していた国人領主である。その点から見れば当主が在京し、嫡子が国元の政務を見るという形態は別に不思議でも何でもないと言える。しかし、奉公衆の体制が崩壊し去った十六世紀初頭このような形態が見られるということは別な観点からの理解が必要である。つまり、政盛の在京は奉公衆としてのそれよりも中国地方に大きな勢力を持っていた大内氏の圧力による、

こう考えた方が良いのである。

大内氏の圧力に対して芸備地方の国人領主の採った対応は様々であった。安芸毛利氏の場合、当主興元の上洛中は井上氏を中心とする宿老によって政務が執られたが、その結果、庶子元就の所領は井上一族によって押領されている。国人領主の在京には大きな危険が伴ったのである。

宮氏の場合、当主の留守を嫡子を守ることによってこの危機に対応しようとした。そして、この結果出されたのが六号文書であった。書中の「社頭の御供、無沙汰に於いては何時たりといえども改むべく候」という文言は、この危険に対する政盛父子の決意を示した蓋し名言と言えよう。

随 想

雨月物語とふるさと讃岐

佐藤 秀子

雨月物語、卷之一の白峯は、讃岐の坂出にある五色の峰（赤白青黒黄）のうちの一つ、白峰山が舞台となっている。北側には絶壁の兎ヶ獄、山麓左には南北朝、一三六一年、足利義詮の執事の細川清氏が菅領細川頼之と対戦した高屋城址があり、家臣の墓である三十六塚もある。

高校時代の放課後はいつも図書館にゆき、殆どがセピア色の本に囲まれて、古びた机や床に語りかける夕日を眺めて、もの想いにふけていたが、古文の時間に習った吉備津の釜の結末の凄惨さと江戸時代の板本の挿絵が心に残り、その日は雨月物語を全巻読み通した。

崇徳上皇の受けた讃岐配流の措置は謀反を起したとは言え（母と祖父、白河法皇の不義の子であることが父の鳥羽天皇に疎んぜられる遠因となり、実子の親王も帝位につけなかったこと等）保元の乱や同時代の本を讀むにつけ、すべて、この事件の元凶は、独裁、専制的で愛憎の念が、激しかった法皇にある様に思え、崇りと読める一字を上皇の名につけたことも因縁めいていて、秋成が、この物語を後世の上皇に同情的な庶民感情に基づいて書いたらしいという後書きを読んだ時は、なぜか嬉しかった。

九年間の謫居の生活は、それ迄の恵まれた生活に比べてきみしきのみわみだったことだろう：今でものんびりとした田舎であるから当時の様は推してしるべきである。四十六才の若さで亡くなり、その三年後西行が訪ねた時は御陵のみで御堂はもうなかったとあったが、おそらく粗末な御堂だったのですぐ朽ちてしまったのだろう。そこで経を唱え怨霊を慰めたところ御陵がにわか揺るやいだと。無念のおもいは体にのしかかる墓石の重みを、はねかえしてあまりあったに違いない。

西行の和歌の返歌をしようと姿を現した上皇の霊の挿絵も凄じく、わたしはその怒りの姿を夜毎く思いたさずにはいられなかった。真赤な顔に雑草のように乱れた髪、眼を吊りあげ、熱い息を苦しげに吐き、衣は柿漆色、手足の爪はのび、さながら魔王の形。

人の欲望や自己本位な考え方が小さい争いから多勢をまきこんだ戦いになる。自分の住んでいた隣りの町で八百年も前にあった史実が心の底に巣くって何年になるだろう。明治時代になっても、天皇が崇徳上皇を慰める為に特別の慰霊祭を行い御陵を整えたり彼は歴史上最も問題視された天皇であったの一文を読んで、頰杖について、ぼんやりとしている夜更け、彼方白峰に潜んでいるかもしれない上皇の霊を想ってみる。

保元の乱、平治の乱と続き平氏の滅亡、源氏の政権掌握、そして中世への混沌とした時代が続くのだが、自分の心をとらえて離さない歴史上の事件は、歴史の事実とは別に、やはり夢の中でその模様を再現して登場人物やナレーターになってみたいものである。

(編集後記)

十月に入りまして、秋らしいですがすがしい天気になってまいりました。皆様にはますますご清栄のことと思います。

私達「中世を読む」会が発足して二年目になりました。発足時より『山内首藤家文書』（東家わけ文書）を継続して読んでいますが、二年目を迎えたこのあたりで、雑誌のようなものをということになり、「中世を読む」という書名で発刊することになりました。

執筆者は出内（元福山商業高校々長）さん、下津間（草戸千軒調査研究所指導主事）さん、田口（会社役員）さん、随想をかかれた佐藤（会計担当）さんと私です。

(K)

中世を読む 第一号 一九八八・十

発行 中世を読む会

事務局 福山市多治米町五一一九一八

田口 義之

☎(〇八四九)五三一六一五七

印刷 塩出印刷所 福山市引野町一―二七〇

☎(〇八四九)四一―〇九七〇

